

令和2年第1回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

# 議案参考資料

愛知県後期高齢者医療広域連合



## 目 次

同意第 1 号	副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて . . . . .	1
承認第 1 号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について . . . . .	3
議案第 1 号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について . . . . .	9
議案第 2 号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について . . . . .	11
議案第 3 号	後期高齢者医療に関する条例の一部改正について . . . . .	25
議案第 4 号	令和元年度一般会計補正予算（第 2 号）について . . . . .	35
議案第 5 号	令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について . . . . .	37
議案第 6 号 議案第 7 号	令和 2 年度予算の概要について . . . . .	41
議案第 8 号	第 3 次広域計画の変更について . . . . .	51



略 歴 書

現 住 所 豊川市市田町儀郎 29 番地の 2

たけもと ゆきお  
竹本 幸夫

昭和 29 年 2 月 22 日生

略 歴

平成 20 年 7 月	}	豊川市副市長
平成 24 年 6 月		
平成 24 年 7 月	}	豊川市副市長
平成 28 年 6 月		
平成 28 年 7 月	}	豊川市副市長
令和元年 7 月		
令和元年 10 月	}	豊川市長
現 在		



## 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について

## 1 概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく措置としての成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の制定に伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等中の規定を整備する条例の改正を行ったもの。

## 2 改正内容

- (1) 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 11 号）の一部改正

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法が改正されることに伴い、条項ずれ等が生じたため、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第 7 条第 1 項の改正を行った。

- (2) 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 21 号）の一部改正

上記(1)と同様の事由により、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第 20 条第 1 項及び第 4 項、第 21 条第 2 号、第 23 条第 1 項及び第 2 項第 1 号並びに第 28 条第 6 項の改正を行った。

- (3) 愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 22 号）の一部改正

上記(1)と同様の事由により、愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例第 3 条第 3 項の改正を行った。

## 3 専決処分とした理由

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく措置とした成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）は令和元年 12 月 14 日施行であるが、

当広域連合においても、国及び他の地方公共団体との均衡を図るため、同日に条例を施行する必要があった。しかし、法律の公布日が6月14日であり、議案に係る準備・調整に要する期間により、条例改正案を7月臨時会又は8月定例会に上程することは困難であったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分としたものである。

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

改正前	改正後
<p>(失職の例外)</p> <p>第7条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が業務上の過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第7条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った職員のうち、その罪が業務上の過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするすることができる。</p> <p>2 (略)</p>

第2条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の広域連合長が規則で定める日(次条及び第22条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員</u>(第28条第6項の規定の適用を受ける職員及び広域連合長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の広域連合長が規則で定める日(次条及び第22条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>_____、又は死亡した職員</u>(第28条第6項の規定の適用を受ける職員及び広域連合長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>_____、又は死亡</u></p>



<p>それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第28条 職員が、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第20条第1項の規定により広域連合長が規則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、広域連合長が規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 (略)</p>	<p>それぞれの基準日現在(退職し、 、又は死亡した職員にあっては、退職し、 、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第28条 職員が、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、 、又は死亡したときは、第20条第1項の規定により広域連合長が規則で定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、広域連合長が規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 (略)</p>
---	--

第3条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正

改正前	改正後
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第5号の規定に該当</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第5号の規定に該当</p>

する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第2号若しくは第5号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4から6まで (略)

場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号若しくは第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4から6まで (略)

(附則)

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

## 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

## 1 概要

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正され、新たに制度化された会計年度任用職員に関し、その給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるもの。

## 2 制定内容

## (1) 給与

給与とは、報酬及び期末手当をいい、報酬表を定める。

## (2) 職務の級及び号給

職務の級の基準となる等級別基準職務表を定める。

号給は、規則で定める基準に従い、任命権者が決定する。

## (3) 報酬

職務の級と号給から得た額に地域手当相当額を加算した額を基準月額とし、職員の報酬の額を定め、勤務した日、時間等に応じた報酬を規則で定める期日に支給する。

## (4) 費用弁償

通勤費用又は公務のための旅費については、費用弁償として支給する。

## (5) 手当に相当する報酬

時間外手当及び休日勤務手当に相当する額の報酬を支給する。

## (6) 期末手当

任期の定めが6月以上の職員については、給与条例を準用し、期末手当を支給する。

## (7) その他

勤務しない時間につき報酬額を減額する。

休職者の報酬については、給与条例を準用する。

## 3 施行日

令和2年4月1日から施行する。



## 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

## 1 概要

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）が改正され、新たに制度化された会計年度任用職員に関し、関係条例中の規定を整備するもの。

## 2 改正内容

## (1) 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 11 号）の一部改正

会計年度任用職員に対する休職の効果について、制度上、1 年を超える任期がないことを踏まえ、任期の範囲内とする規定を定める。

## (2) 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 14 号）の一部改正

会計年度任用職員に対する減給の効果について、報酬の額（時間外手当及び休日勤務手当に相当する額を除く。）の 10 分の 1 以下を減ずるものとする規定を定める。

## (3) 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 18 号）の一部改正

育児休業を取得した会計年度任用職員に対し、勤勉手当の支給の特例及び号給の調整について、適用外である規定を定める。

## (4) 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 21 号）の一部改正

会計年度任用職員に対する報酬等について、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例とは別に定めること並びに報酬として支給するにあたり相当するものとして基準となる地域手当、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当及び期末手当に関する規定等について、所要の規定の整備を行う。

- (5) 愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 22 号）の一部改正

会計年度任用職員に対し、愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の規定は適用しないものとする規定を定める。

- (6) 愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 19 年広域連合条例第 28 号）の一部改正

人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない職員について、パートタイム会計年度任用職員は含めず、フルタイム会計年度任用職員は含めるものとする規定を定める。

### 3 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

(参考資料)

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

第1条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

改正前	改正後
<p>(休職の効果)</p> <p>第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、第2条の規定に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内においてそれぞれの個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、第2条の規定に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内においてそれぞれの個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p>

第2条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし、この期間においては、給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし、この期間においては、給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額<u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年広域連合条例第 号)第7条第1項から第3項までに規定する報酬の額の10分の1以下を減ずるものとする。</u></p>

第3条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正

改正前	改正後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年広域連合条例第21号。以下「給与条例」という。)第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(広域連合長が規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____</p> <p>_____のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員_____が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第19条 職員_____が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年広域連合条例第21号。以下「給与条例」という。)第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(広域連合長が規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その</p>

<p>勤務しない1時間につき、給与条例第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>	<p>勤務しない1時間につき、給与条例第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年広域連合条例第 号)第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。</p>
---	--

第4条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、一般職に属する職員(以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第13条 職員には、地域手当を広域連合長が定めるところにより支給することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 通勤手当は、通勤している職員に対して支給する。ただし、次に掲げる職員には支給しない。</p> <p>(1) 徒歩による通勤を常例とする職員</p> <p>(2) 通勤距離が片道2キロメートル未満である職員(通勤のため交通機関を利用し、又は自動車その他の交通の用具を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員を除く。)</p> <p>2 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の月額額は、5万5,000円を超えない範囲内において広域連合長が規則で定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、一般職に属する職員(以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第13条 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p>

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で広域連合長が規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等を使用しないで通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、広域連合長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数

を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して広域連合長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万2,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万1,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万4,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万6,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55  
キロメートル未満である職員 2万8,000  
円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60  
キロメートル未満である職員 2万9,800  
円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上で  
ある職員 3万1,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤したもとのした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して広域連合長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間(広域連合長が規則で定める通勤手当にあつては、広域連合長が規則で定める期間)に係る最初の月の広域連合長が規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の広域連合長が規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して広域連合長が規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として広域連合長が規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。

(時間外勤務手当)

第17条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

2 (略)

3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)」とあるのは「100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)」とする。

4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間(広域連合長が規則で定める時間を除く。)について、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

(時間外勤務手当)

第17条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

2 (略)

3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)」とあるのは「100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)」とする。

4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50

までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

5 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の勤務にかかわらず、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) (略)

6 及び7 (略)

(休日勤務手当)

第18条 休日勤務手当は、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)(勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日)及び勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる

までの範囲内で広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

5 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) (略)

6 及び7 (略)

(休日勤務手当)

第18条 休日勤務手当は、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)(勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日)及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる



<p>級等を考慮して、広域連合長が規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第26条 第11条から第14条まで及び第16条の規定は、再任用職員には適用しない。</p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第27条 常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。)については、任命権者は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。</p> <p>2 前項の常勤を要しない職員には、他の条例に別段の定めがない限り、同項の給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。</p>	<p>級等を考慮して、広域連合長が規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第26条 第11条、第12条及び第14条 _____ の規定は、再任用職員には適用しない。</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第27条 法第22条の2第1項の規定により採用された職員の給与は、別に条例で定める。</p>
---	--

第5条 愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公務のため旅行する職員及び _____ 職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第5号の規定に該当する場合において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号若しくは第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公務のため旅行する職員 _____ (地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下同じ。)及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号又は第5号の規定に該当する場合において、地方公務員法 _____ 第16条第1号若しくは第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等</p>

<p>となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4から6まで (略)</p>	<p>となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4から6まで (略)</p>
--	--

第6条 愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

改正前	改正後
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 _____を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)から(10)まで (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)から(10)まで (略)</p>

(附則)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 概要

2年間（令和2年度及び令和3年度）の後期高齢者医療制度の財政運営期間の開始に伴って保険料率を改定する。

また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「政令」という。）の一部改正に伴い、所要の改正をする。

2 改正内容

(1) 保険料率改定について(第9条、第10条)

区分	現行（平成30・令和元年度）	改正後（令和2・3年度）
所得割率	8.76%	9.64%
被保険者均等割額	45,379円	48,765円

3386増  
年

(2) 保険料の賦課限度額の見直しについて(第11条(政令第18条第1項改正関係))

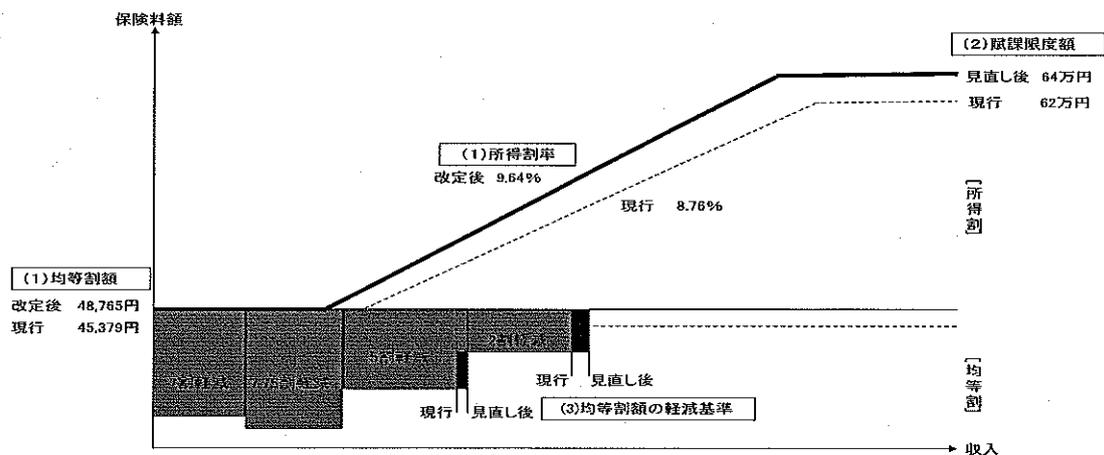
現行	改正後
62万円	64万円

386

(3) 被保険者均等割額の軽減基準の見直しについて(第15条(政令第18条第4項改正関係))

区分	現行	改正後
5割軽減	33万円+28万円×被保険者数	33万円+28万5,000円×被保険者数
2割軽減	33万円+51万円×被保険者数	33万円+52万円×被保険者数

【改正イメージ】



(4) 附則の整理

3 施行日

令和2年4月1日

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>(所得割率)</p> <p>第9条 <u>平成30年度及び平成31年度</u>の所得割率は、<u>0.0876</u>とする。</p> <p>(被保険者均等割額)</p> <p>第10条 <u>平成30年度及び平成31年度</u>の被保険者均等割額は、<u>45,379円</u>とする。</p> <p>(保険料の賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条に規定する賦課額は、<u>62万円</u>を超えることができない。</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>28万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前</p>	<p>(所得割率)</p> <p>第9条 <u>令和2年度及び令和3年度</u>の所得割率は、<u>0.0964</u>とする。</p> <p>(被保険者均等割額)</p> <p>第10条 <u>令和2年度及び令和3年度</u>の被保険者均等割額は、<u>48,765円</u>とする。</p> <p>(保険料の賦課限度額)</p> <p>第11条 第5条に規定する賦課額は、<u>64万円</u>を超えることができない。</p> <p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第15条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>28万5,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前</p>

2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に51万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者（第16条第1項の規定により減額される被保険者を除く。）当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2及び3（略）

附則

（平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第3条 平成31年度における保険料の賦課総額の算定については第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成31年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条に規定する基準に従い」と読み替えるものとする。

（平成31年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第4条 平成31年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者であつて、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「10分の8」と読み替えるものとする。

2 平成31年度において第15条第1項第

2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者（第16条第1項の規定により減額される被保険者を除く。）当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

2及び3（略）

附則

→ 廃止

1号の規定が適用される被保険者であって、前項の規定が適用されないものについての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」と読み替えるものとする。

(平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第5条 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成32年度においては第15条若しくは第16条又は附則第6条に規定する基準に従い」と読み替えるものとする。

(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第6条 平成32年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者(賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。)についての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」と読み替えるものとする。

(令和2年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第3条 令和2年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「令和2年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条に規定する基準に従い」と読み替えるものとする。

(令和2年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第4条 令和2年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者(賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。)についての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」と読み替えるものとする。

(附則)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 令和2年度及び令和3年度後期高齢者医療保険料について

### (1) 保険料に関する法令の規定等

#### (ア) 高齢者の医療の確保に関する法律（抜粋）

第104条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金及び第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課する。

3 前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金及び第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の予想額、第116条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額、保健事業に要する費用の予定額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第100条第1項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

#### (イ) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（抜粋）

第18条 後期高齢者医療広域連合が被保険者（略）に対して課する保険料の算定に係る同条第2項本文に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。

#### (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律附則（抜粋）

第14条 都道府県は、当分の間、第116条第1項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。

#### (エ) 厚生労働省保険局高齢者医療課文書（抜粋）

財政運営期間を通じて生じた剰余金は、次期財政運営期間における収入として繰り入れられるべきものであり、医療給付費の動向等を精査した上、平成30・令和元年度に生じると見込まれる剰余金について、原則、その全額を収入として計上いただきたい。



【保険料率算定の基礎数値】

区 分	平成 30・令和元年度	令和 2・3 年度	伸び率
被 保 険 者 数	1,889,428 人	1,976,523 人	4.61%
医療給付費総額 (一人当たりの額)	1兆6,264 億円 (860,764 円)	1兆7,475 億円 (884,150 円)	7.45% (2.72%)
その 他 費 用 (審査支払手数料、葬祭費、 保健事業費、財政安定化基 金拠出金、特別高額医療費 共同事業拠出金 等)	134 億円	149 億円 全日平均	11.19%
後期高齢者負担率	11.18%	11.41%	2.06%
公費負担・ 後期高齢者支援金	1兆4,366 億円	1兆5,379 億円	7.05%
剰余金 <sup>30</sup>	140 億円	83 億円 <sup>5/18</sup> <sub>30</sub>	▲40.71%
財政安定化基金交付金	0 円	全額 <sup>29</sup> 基金 <sub>29</sub> 億円	—
予定収納率	99.56%	99.58%	0.02%
所得係数	1.21579881246	1.21101305187	▲0.39%
賦課限度額	62 万円	64 万円	3.23%
所得金額の合計	1兆1,909 億円	1兆2,213 億円	2.55%

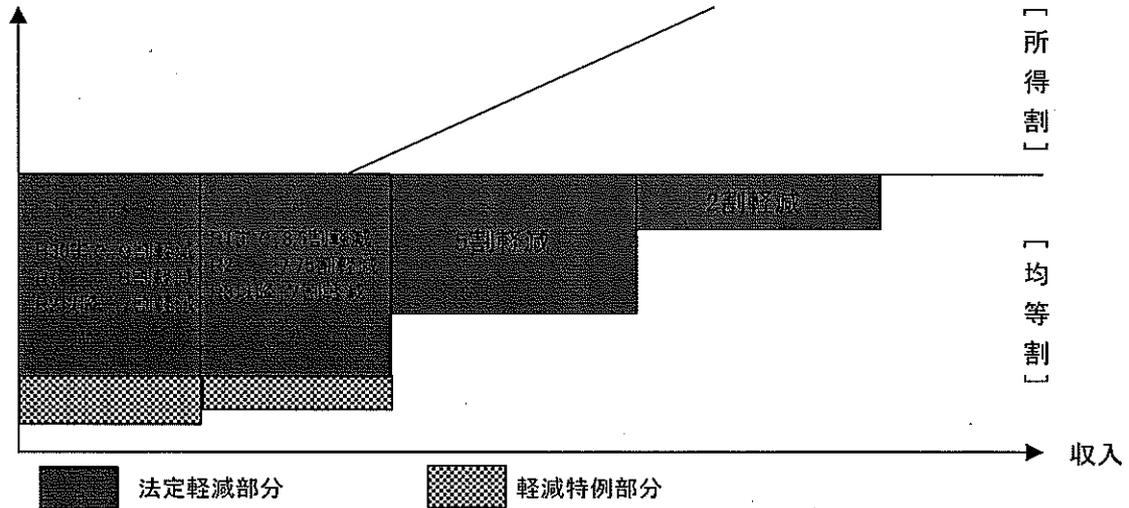
【保険料率の算定結果】

区 分	平成 30・令和元年度	令和 2・3 年度	伸び率
被保険者均等割額	45,379 円	48,765 円	7.46%
所得割率	8.76%	9.64%	10.05%

【参考】 1人当たり保険料の試算

① 保険料軽減イメージ

・ 低所得者に対する保険料軽減



・ 元被扶養者に対する保険料軽減

所得割	賦課せず
均等割	資格取得後2年間 5割軽減

② 1人当たり保険料額

令和元年度から令和3年度にかけて段階的に均等割額の軽減特例の見直しが行われるため、「軽減後保険料額」には制度改革の影響が含まれます。保険料率改定の影響を比較する場合は「軽減前保険料額」をご参照ください。

年度	平成28・29年度	平成30年度 令和元年度	令和2年度	H28・29年度からの伸び率	
				H28・29年度からの伸び率	H30・R1年度からの伸び率
軽減前	104,620円	100,550円	108,363円	3.58%	7.77%
	(105,376円)	(100,821円)		(2.83%)	(7.48%)
軽減後	84,035円	82,861円	92,191円	9.71%	11.26%
	(85,587円)	(83,781円)		(7.72%)	(10.04%)

※ 括弧内は実績値

# 年金所得者の保険料増減モデル

(令和元年度)  
 所得割率 **8.76%**  
 被保険者均等割額 **45,379円**

(令和2年度)  
 所得割率 **9.64%**  
 被保険者均等割額 **48,765円**

夫の年金収入		780,000円	保険料額
夫	所得割額	0円	9,000円
	被保険者均等割額	9,075円 (8割軽減)	
妻	所得割額	0円	9,000円
	被保険者均等割額	9,075円 (8割軽減)	

⇒

夫の年金収入		780,000円	保険料額
夫	所得割額	0円	14,600円
	被保険者均等割額	14,629円 (7割軽減)	5,600円増
妻	所得割額	0円	14,600円
	被保険者均等割額	14,629円 (7割軽減)	5,600円増

夫の年金収入		1,680,000円	保険料額
夫	所得割額	13,140円	19,900円
	被保険者均等割額	6,806円 (8.5割軽減)	
妻	所得割額	0円	6,800円
	被保険者均等割額	6,806円 (8.5割軽減)	

⇒

夫の年金収入		1,680,000円	保険料額
夫	所得割額	14,460円	25,400円
	被保険者均等割額	10,972円 (7.75割軽減)	5,500円増
妻	所得割額	0円	10,900円
	被保険者均等割額	10,972円 (7.75割軽減)	4,100円増

夫の年金収入		2,110,000円	保険料額
夫	所得割額	50,808円	73,400円
	被保険者均等割額	22,689円 (5割軽減)	
妻	所得割額	0円	22,600円
	被保険者均等割額	22,689円 (5割軽減)	

⇒

夫の年金収入		2,110,000円	保険料額
夫	所得割額	55,912円	80,200円
	被保険者均等割額	24,382円 (5割軽減)	6,800円増
妻	所得割額	0円	24,300円
	被保険者均等割額	24,382円 (5割軽減)	1,700円増

夫の年金収入		2,250,000円	保険料額
夫	所得割額	63,072円	99,300円
	被保険者均等割額	36,303円 (2割軽減)	
妻	所得割額	0円	36,300円
	被保険者均等割額	36,303円 (2割軽減)	

⇒

夫の年金収入		2,250,000円	保険料額
夫	所得割額	69,408円	93,700円
	被保険者均等割額	24,382円 (5割軽減)	5,600円減
妻	所得割額	0円	24,300円
	被保険者均等割額	24,382円 (5割軽減)	12,000円減

夫の年金収入		2,720,000円	保険料額
夫	所得割額	104,244円	149,600円
	被保険者均等割額	45,379円	
妻	所得割額	0円	45,300円
	被保険者均等割額	45,379円	

⇒

夫の年金収入		2,720,000円	保険料額
夫	所得割額	114,716円	153,700円
	被保険者均等割額	39,012円 (2割軽減)	4,100円増
妻	所得割額	0円	39,000円
	被保険者均等割額	39,012円 (2割軽減)	6,300円減

※ 上記の例の所得割額は(年金収入-公的年金等控除120万円-基礎控除33万円)×所得割率9.64%で算出される。



## 令和元年度一般会計補正予算（第2号）について

## 1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
1,642,798	0	1,642,798

## 2 総括表 (千円)

	款	項	目	補正額	説明	備考
歳入	1 分担金及び負担金	1 負担金	1 市町村負担金	△54,223	①事務費負担金	歳入②による減額
	5 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	54,223	②前年度繰越金	歳入①への補填
	歳入計			0		

## 3 歳入予算説明

## ① 事務費負担金

(款) 1 分担金及び負担金 (項) 1 負担金 (目) 1 市町村負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
1,279,681	△54,223	1 事務費負担金	事務費負担金

愛知県後期高齢者医療広域連合規約第17条第2項において、「構成市町村の負担金の額は、(中略)広域連合の予算において定めるものとする。」と規定されていることから、歳入「②前年度繰越金」を補填することにより本年度の市町村の事務費負担金を減額するに当たり、予算を補正するもの。

## ② 前年度繰越金

(款) 5 繰越金 (項) 1 繰越金 (目) 1 繰越金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
169,693	54,223	1 前年度繰越金	前年度繰越金

平成30年度決算における歳入歳出差引額のうち、令和元年度予算未計上額を予算措置するもので、歳入「①事務費負担金」に補填するもの。



## 令和元年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

## 1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
848,378,101	24,850,313	873,228,414

## 2 総括表 (千円)

	款	項	目	補正額	説明	備考
歳入	1 市町村支出金	1 市町村負担金	2 療養給付費負担金	1,338,798	①療養給付費負担金 現年度分	歳出⑨⑩ に充当
	2 国庫支出金	1 国庫負担金	1 療養給付費負担金	10,511,618	②療養給付費負担金 現年度分	
			2 高額医療費負担金	299,307	③高額医療費負担金	
	3 県支出金	1 県負担金	1 療養給付費負担金	471,817	⑤療養給付費負担金 現年度分	
			2 高額医療費負担金	299,307	⑥高額医療費負担金	
	4 支払基金交付金	1 支払基金交付金	1 後期高齢者交付金	3,250,880	⑦後期高齢者交付金 現年度分	
	8 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	7,879,740	⑧前年度繰越金	
歳入計				24,850,313		
歳出	1 保険給付費	1 療養諸費	1 療養給付費	11,847,219	⑨療養給付費	財源は歳入 ①～⑦
	7 予備費	1 予備費	1 予備費	13,003,094	⑩予備費	財源は歳入 ①～⑧
	歳出計				24,850,313	

### 3 歳入予算説明

#### ① 療養給付費負担金現年度分

(款) 1 市町村支出金 (項) 1 市町村負担金 (目) 2 療養給付費負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
64,053,594	1,338,798	1 現年度分	療養給付費負担金現年度分

#### ② 療養給付費負担金現年度分

(款) 2 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (目) 1 療養給付費負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
191,797,460	10,511,618	1 現年度分	療養給付費負担金現年度分

#### ③ 高額医療費負担金

(款) 2 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (目) 2 高額医療費負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
3,358,409	299,307	1 高額医療費負担金	高額医療費負担金

#### ④ 調整交付金

(款) 2 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (目) 1 調整交付金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
52,739,082	798,846	1 調整交付金	調整交付金

#### ⑤ 療養給付費負担金現年度分

(款) 3 県支出金 (項) 1 県負担金 (目) 1 療養給付費負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
64,304,877	471,817	1 現年度分	療養給付費負担金現年度分

#### ⑥ 高額医療費負担金

(款) 3 県支出金 (項) 1 県負担金 (目) 2 高額医療費負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
3,378,711	299,307	1 高額医療費負担金	高額医療費負担金

#### ⑦ 後期高齢者交付金現年度分

(款) 4 支払基金交付金 (項) 1 支払基金交付金 (目) 1 後期高齢者交付金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
350,440,243	3,250,880	1 現年度分	後期高齢者交付金現年度分

療養給付費の補正に伴い、医療費の公費負担及び後期高齢者交付金において歳入見込額が当初予算額より増加するものが生じたことから、必要な予算措置を行うもの。

⑧ 前年度繰越金

(款) 8 繰越金 (項) 1 繰越金 (目) 1 繰越金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
19,370,656	7,879,740	1 前年度繰越金	前年度繰越金

平成 30 年度決算における歳入歳出差引残額のうち、令和元年度予算未計上額を予算措置するもの。

※ 平成 30 年度決算歳入歳出差引残額	27,250,396 千円
－ 令和元年度予算現額	19,370,656 千円
	7,879,740 千円

4 歳出予算説明

⑨ 療養給付費

(款) 1 保険給付費 (項) 1 療養諸費 (目) 1 療養給付費 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
781,373,217	11,847,219	19 負担金、補助及び交付金	療養給付費

療養給付費が当初予算より増加する見込みとなったことから、必要な予算措置を行うもの。

※ 被保険者一人当たり医療給付費 (年額) 864,321 円 → 876,692 円 (+12,000 円)

⑩ 予備費

(款) 7 予備費 (項) 1 予備費 (目) 1 予備費 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
1	13,003,094	29 予備費	予備費

歳入の①から⑦までの医療費の公費負担及び後期高齢者交付金の予算措置により今回補正予算に計上した額から歳出「⑨療養給付費」への充当分を除いた額を計上するもの。  
…5,123,354 千円

歳入「⑧前年度繰越金」が確定したことによる平成 30 年度決算における剰余金残額を計上するもの。  
…7,879,740 千円



## 令和2年度予算の概要について

## 1 予算編成方針

当広域連合は独自の財源を持たず、保険料を含む構成市町村からの負担金、国や県からの支出金及び現役世代からの支援金である支払基金交付金などを財源として事業を行うものであり、常に計画的かつ効率的な財政運営を行っていく必要があります。

また、特別会計において、2年間の財政運営期間の初年度にあたる令和2年度の予算作成については、2年間の財政の均衡が図れるよう、被保険者数や医療費及び被保険者の所得の動向に留意しつつ、歳入歳出を的確に見込むようにしています。

こうしたことから、後期高齢者医療制度における国の動向などを注視しながら、県や市町村との緊密な連携を図り、歳入については、国県支出金、市町村負担金、支払基金交付金等についての的確に見込むこと、歳出については、事業効果を的確に把握し、「最少の経費で最大の効果」を挙げることなどに留意して予算編成に当たっております。

保険料から  
医療者の%

## 2 会計別予算額

令和2年度当初予算(案)としては、一般会計は、市町村からの負担金や国の補助金等を歳入とし、職員人件費を始めとする事務局運営経費及び給付管理業務を始め後期高齢者医療制度の実施に要する事務的経費等を歳出として計上しております。

また、後期高齢者医療特別会計は、市町村が被保険者から徴収する保険料を含む市町村負担金、国の負担金・補助金、県の負担金、現役世代からの支援分である支払基金交付金等を歳入とし、保険給付費、保健事業費等を歳出として計上しております。

予算規模は、一般会計が1,613,616千円で前年度当初予算1,633,105千円に対して19,489千円の減少、前年度比では98.81%となり、各月末平均被保険者数が979,319人と前年度比102.03%となる見込みであること及び一人当たり医療費が881,254円と前年度比101.96%となる見込みであることなどから、後期高齢者医療特別会計は876,135,474千円で前年度当初予算835,865,172千円に対して40,270,302千円の増加、前年度比104.82%となります。

会 計 名	令和2年度当初(案)	令和元年度当初	前年度比
	千円	千円	%
一 般 会 計	1,613,616	1,633,105	98.81
後期高齢者医療特別会計	876,135,474	835,865,172	104.82
合 計	877,749,090	837,498,277	104.81

## (1) 一般会計

歳入の主なものは、市町村の事務費負担金である分担金及び負担金 1,385,802 千円、調整交付金等の国庫支出金 165,088 千円です。

また、歳出の主なものは、一般管理費、電算システム維持管理費等の総務費 790,212 千円、給付管理費等の民生費 818,301 千円です。

### ○歳入

款	令和2年度当初(案)		令和元年度当初		比較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
1 分担金及び負担金	千円 1,385,802	% 85.88	千円 1,279,681	% 78.36	千円 106,121	% 108.29	市町村負担金
2 国庫支出金	165,088	10.23	192,168	11.76	△27,080	85.91	制度事業費補助金 調整交付金
3 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100	
4 繰入金	1	0.00	1	0.00	0	100	
5 繰越金	60,000	3.72	160,000	9.80	△100,000	37.5	
6 諸収入	2,724	0.17	1,254	0.08	1,470	217.22	
合計	1,613,616	100	1,633,105	100	△19,489	98.81	

#### 1 分担金及び負担金

予算額は 1,385,802 千円で、広域連合構成市町村からの事務費負担金です。前年度と比較し 106,121 千円の増となっております。増額の理由は、前年度繰越金が増加したことによるものです。

#### 2 国庫支出金

予算額は 165,088 千円で、内訳は後期高齢者医療制度事業費補助金及び調整交付金です。前年度と比較し 27,080 千円の減となっています。減額の理由は、市町村が実施する人間ドック等に対する調整交付金による助成が縮小されたことによるものです。

#### 3 寄附金

予算額は前年度と同額の 1 千円となっております。

4 繰入金

予算額は前年度と同額の1千円となっております。

5 繰越金

予算額は60,000千円で、前年度と比較し100,000千円の減となっております。

6 諸収入

予算額は2,724千円で、預金利子等です。前年度と比較し、1,470千円の増となっております。増額の理由は、学術研究機関へのレセプト等データ提供に係る手数料の増によるものです。

## ○歳出

款	令和2年度当初(案)		令和元年度当初		比較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
1議会費	千円 4,102	% 0.26	千円 4,093	% 0.25	千円 9	% 100.22	
2総務費	790,212	48.97	851,896	52.17	△61,684	92.76	一般管理費・電算システム維持管理費
3民生費	818,301	50.71	776,115	47.52	42,186	105.44	給付管理費
4公債費	1	0.00	1	0.00	0	100	
5予備費	1,000	0.06	1,000	0.06	0	100	
合計	1,613,616	100	1,633,105	100	△19,489	98.81	

### 1 議会費

予算額は4,102千円で、主なものは、議員報酬、議会会場の借上料です。前年度と比較し9千円の増となっております。

### 2 総務費

予算額は790,212千円で、主なものは、一般管理費中の派遣職員人件費負担金並びに電算システム維持管理費中の電算システム運用保守委託料です。前年度と比較し61,684千円の減となっております。減額の理由は、市町村が実施する人間ドック等に対する補助の縮小並びにマイナンバー制度に係る中間サーバ運営負担金の減額によるものです。

### 3 民生費

予算額は818,301千円で、主なものは、給付管理費中の給付管理事務委託料及び支給決定通知等を送付するための通信運搬費です。前年度と比較し42,186千円の増となっております。

(前年度からの主な変更点)

- ・保険料軽減特例の見直しに関する問い合わせ対応のためのコールセンター運営業務委託料の新規計上

### 4 公債費

予算額は前年度と同額の1千円となっております。

5 予備費

予算額は前年度と同額の1,000千円となっております。

(2) 後期高齢者医療特別会計

歳入の主なものは、国庫支出金 259,883,583 千円、現役世代からの支援分である支払基金交付金 361,627,012 千円です。

また、歳出の主なものは、保険給付費 866,596,721 千円です。

○歳入

款	令和2年度当初(案)		令和元年度当初		比較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 市町村支出金	172,490,656	19.69	158,442,277	18.96	14,048,379	108.87	保険料等負担金・療養給付費負担金
2 国庫支出金	259,883,583	29.66	250,531,055	29.97	9,352,528	103.73	療養給付費負担金・調整交付金・ 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金
3 県支出金	72,143,752	8.23	67,290,896	8.05	4,852,856	107.21	療養給付費負担金
4 支払基金交付金	361,627,012	41.28	350,440,243	41.92	11,186,769	103.19	後期高齢者交付金
5 特別高額医療費共同事業交付金	253,650	0.03	317,324	0.04	△63,674	79.93	
6 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100	
7 繰入金	1,953	0.00	3,019	0.00	△1,066	64.69	一般会計繰入金
8 繰越金	8,300,000	0.95	7,371,526	0.88	928,474	112.60	
9 県財政安定化基金借入金	1	0.00	1	0.00	0	100	
10 諸収入	1,434,866	0.16	1,468,830	0.18	△33,964	97.69	第三者納付金
歳入合計	876,135,474	100	835,865,172	100	40,270,302	104.82	

1 市町村支出金

予算額は 172,490,656 千円で、市町村が被保険者から徴収する保険料及び療養給付費等の法定負担金です。前年度と比較し 14,048,379 千円の増となっております。

2 国庫支出金

予算額は 259,883,583 千円で、主なものは、療養給付費等の法定負担金及び調整交付金です。前年度と比較し 9,352,528 千円の増となっております。

(前年度からの主な変更点)

- ・保険料軽減特例の見直しに伴う高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の減

3 県支出金

予算額は 72,143,752 千円で、療養給付費等の法定負担金及び県財政安定化基金交付金です。前年度と比較し 4,852,856 千円の増となっております。

4 支払基金交付金

予算額は 361,627,012 千円で、現役世代からの支援分である後期高齢者交付金です。前年度と比較し 11,186,769 千円の増となっております。

5 特別高額医療費共同事業交付金

予算額は 253,650 千円で、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える医療費について国保中央会から交付される交付金です。前年度と比較し 63,674 千円の減となっております。

6 寄附金

予算額は 1 千円としており、前年度と同額となっております。

7 繰入金

予算額は 1,953 千円で、還付加算金等を一般会計から繰り入れるものです。前年度と比較し 1,066 千円の減となっております。

8 繰越金

予算額は 8,300,000 千円で、令和元年度決算剰余金見込を計上するものです。前年度と比較し 928,474 千円の増となっております。

9 県財政安定化基金借入金

予算額は 1 千円としており、前年度と同額となっております。

10 諸収入

予算額は 1,434,866 千円で、主なものは、傷病の理由が交通事故等第三者行為による第三者からの納付金です。前年度と比較し 33,964 千円の減となっております。

## ○歳出

款	令和2年度当初(案)		令和元年度当初		比較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 保険給付費	866,596,721	98.91	831,893,180	99.52	34,703,541	104.17	療養給付費・高額療養費
2 県財政安定化基金拠出金	331,545	0.04	7,652	0.00	323,893	4,332.79	
3 特別高額医療費共同事業拠出金	263,311	0.03	317,774	0.04	△54,463	82.86	
4 保健事業費	3,689,256	0.42	3,491,868	0.42	197,388	105.65	健康診査費 保健介護一体事業費
5 公債費	23,339	0.00	22,125	0.00	1,214	105.49	一時借入金利息
6 諸支出金	131,502	0.02	132,572	0.02	△1,070	99.19	保険料還付金
7 予備費	5,099,800	0.58	1	0.00	5,099,799	509,980,000	
歳出合計	876,135,474	100	835,865,172	100	40,270,302	104.82	

### 1 保険給付費

予算額は866,596,721千円で、主なものは、療養給付費、高額療養費です。前年度と比較し、34,703,541千円の増となる主な理由は、被保険者数及び一人当たり医療費が増加したためです。

(内訳)

区分	令和2年度当初(案)	令和元年度当初	前年度比
	千円	千円	%
療養給付費	811,786,852	781,373,217	103.89
訪問看護療養費	12,313,017	10,218,092	120.50
特別療養費	1	1	100
移送費	100	100	100
高額療養費	37,038,681	35,056,699	105.65
高額介護合算療養費	1,168,650	1,092,890	106.93
審査支払手数料	1,527,620	1,445,581	105.68
葬祭費	2,761,800	2,706,600	102.04
合計	866,596,721	831,893,180	104.17

### 2 県財政安定化基金拠出金 *ついでに*

予算額は331,545千円で、県が設置する財政安定化基金へ拠出するものです。前年度と比較し323,893千円の増となっております。

*国庫補助  
1/3  
29.11.2020*

### 3 特別高額医療費共同事業拠出金

予算額は263,311千円で、レセプト1件当たり400万円を超える医療費については、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業の対象となっており、この事業に必要な額を拠出するものです。前年度と比較し54,463千円の減となっております。

### 4 保健事業費

予算額は3,689,256千円で、保健事業として健康診査事業等を市町村に委託実施し、その委託料を市町村に支払うものです。前年度と比較し197,388千円の増となっております。

(前年度からの主な変更点)

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る委託料の新規計上

### 5 公債費

予算額は23,339千円で、一時借入金に対する利子です。前年度と比較し1,214千円の増となっております。

### 6 諸支出金

予算額は131,502千円で、主なものは、保険料還付金及び還付加算金です。前年度と比較し1,070千円の減となっております。

### 7 予備費

予算額は5,099,800千円としており、前年度と比較し5,099,799千円の増となっております。増となる理由は、2年間の財政運営期間を通じて収支の均衡を図っており、また、保険料を抑制するため2年間を通じて活用する剰余金を歳入の繰越金に計上しているため、初年度には歳入超過分が発生する仕組みとなっていることによるものです。



第3次広域計画の変更について

1 概要

- (1) 広域計画は、地方自治法において、広域連合を設ける要件として作成される総合的な計画であり、現在第3次広域計画が制定されている。
- (2) 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が令和元年5月22日に公布され、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事項として、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業が推進されるよう、広域計画において後期高齢者医療広域連合と市町村の連携に関する事項を定めるよう努めなければならないことと規定される高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正が令和2年4月1日施行されることに伴い、第3次広域計画を変更するものである。

2 変更内容

(1) 第3 現状と課題

高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、高齢者の保健事業と介護予防の取り組みとの一体化を図る規定が定められたことを記載する。

(2) 第4 基本方針

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を効果的かつ効率的に進めるために高齢者の保健事業の一部を、構成市町村に委託できることを定める。

(3) 第6 広域計画の期間及び改定

元号を令和表記に改める。

(4) 別表

保健事業に関する事務として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事務の広域連合並びに構成市町村が行う事務の区分を定める。

高齢者保健事業  
 「高齢者」 介護予防  
 KDB 健  
 社会保険 介護予防  
 厚生労働省  
 加M 7432.00  
 介護予防のKDB  
 580万

第3次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画新旧対照表

変更前	変更後
<p>第3 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>この他、平成27年度には社会保障・税番号制度の導入により個人番号の利用が開始されたところである</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(略)</p> <p>第4 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>4 保健事業の推進</p> <p>被保険者の健康の保持増進のため、被保険者や地域の特性を踏まえた効果的な保健事業の推進に努める。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(略)</p>	<p>第3 現状と課題</p> <p>(略)</p> <p>この他、平成27年度には社会保障・税番号制度の導入により個人番号の利用が開始され、令和元年度の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の改正により、同法において高齢者の保健事業と介護予防の取組みとの一体化を図る規定が定められた。</p> <p>(略)</p> <p>第4 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>4 保健事業の推進</p> <p>被保険者の健康の保持増進のため、被保険者や地域の特性を踏まえた効果的な保健事業の推進に努める。</p> <p>広域連合は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を効果的かつ効率的に進めるため、構成市町村と十分に協議及び連携をしたうえで、高齢者の保健事業の一部を構成市町村に委託することができる。</p> <p>市町村においては、高齢者の保健事業の委託を受けた場合において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の事業内容を含む基本的な方針を定め、広域連合との委託契約及び基本的な方針に基づき事業を実施する。</p> <p>(略)</p>
<p>第6 広域計画の期間及び改定</p> <p>広域計画の期間は、平成29年度から平成33</p>	<p>第6 広域計画の期間及び改定</p> <p>広域計画の期間は、平成29年度から令和3</p>

年度までの5年間とする。

ただし、広域連合長が必要と認めるときは、  
随時改定を行うものとする。

別表（第5関係）

区 分	広域連合が行う 事務	構成市町村が行 う事務
(略)	(略)	(略)
4 保健事業 に関する 事務	健康診査事業等の必要な事業を 行う。	
(略)	(略)	(略)

年度までの5年間とする。

ただし、広域連合長が必要と認めるときは、  
随時改定を行うものとする。

別表（第5関係）

区 分	広域連合が行う 事務	構成市町村が行 う事務
(略)	(略)	(略)
4 保健事業 に関する 事務	健康診査事業等の必要な事業を 行う。	
<u>高齢者の 保健事業 と介護予 防の一体 的な実施 事務</u>	<u>高齢者の保健 事業の一部を構 成市町村に委託 する。</u> <u>構成市町村へ の現状分析、情 報共有等の支援 及び関係機関と の調整を行う。</u>	<u>高齢者の保 健事業と介護 予防の一体的 な実施を行う。</u>
(略)	(略)	(略)

